

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

道路ネットワークの整備による安心・安全な住み良いまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

三重県、紀宝町

3. 地域再生計画の区域

三重県南牟婁郡紀宝町の全域

4. 地域再生計画の目標

紀宝町は、紀伊半島の南部、三重県の最南端に位置し、東を熊野灘、西を紀伊山地、南を熊野川に囲まれ、海岸に面した丘陵地にはミカン畑の広がる風光明媚な地域であり、アカウミガメが産卵にくることで有名な井田海岸をはじめとする熊野灘沿岸部は、吉野熊野国立公園に指定されている。

また、当地域には古来より伊勢神宮と熊野三山を結ぶ「熊野古道」が存し、平成 16 年に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、昨年 10 周年を迎え、各地域で催し物が実施されている中、高規格道路「紀勢線」の延伸に伴い、名古屋・大阪圏内の観光客が増加している。当町においても、集客・交流を図るためには、更なる道路ネットワークの整備が必要とされている。

産業としては、町内に紙パルプ工場が立地するとともに、温暖多雨な気候を利用した水稻やみかんの栽培、紀伊山地の豊かな森林資源を活かした製材業や特用林産物の加工などの農林業が主要な産業となっている。

しかしながら当地域においても、人口減少・過疎化・高齢化等が進行し、平成 24 年から平成 25 年の人口減少率 1.08%は全国平均 0.17%、県平均 0.38%と比較して大きく上回っており、更に後継者不足による耕作放棄地や未整備森林の増加による国土保全機能や水源かん養機能の低下がみうけられる。

これらの機能低下に伴い山地災害が増加する一方で、平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害などの異常出水時には町道や県道の一部が浸水し、孤立集落が発生するなどしている。

また、高齢化の急速な進展は、地域がはぐくんできた熊野川流域の豊かな自然を背景とした文化や伝統の担い手までも不足させ、地域交流の減少による地域活力の低下をきたしている。

このため、道整備交付金事業を活用し、町道と林道の一体的な整備により森林の適正管理の推進と災害時の迂回路の確保、及び生活道路のネットワークの強化を図り、安全・安心な住み良いまちづくりを進めるとともに、防災・安全

交付金、社会資本整備総合交付金、中山間総合整備事業、村づくり交付金等を活用しながら、町道、農道、林道、排水路、橋梁等、道路ネットワークの一体的な整備を行い、また道路施設の老朽化対策も実施し、住民の安心・安全な生活道路の整備と産業の活性化を図ることで、今以上に住み良いまちづくりを推進する。

なお、当該生活道路のネットワーク強化は、観光客が増加する中、熊野詣での面影を残す史跡や自然に対するアクセス改善に資するものであり、観光客の安心・安全面での強化にも繋がり、更なる観光客の増加も期待される場所である。

(目標 1) 道路ネットワークの整備による住宅・店舗等の建築物の増加

住宅・店舗等の建築物数

0 件 (平成 26 年度) →

110 件 (平成 29 年度) → 220 件 (令和 3 年度)

(目標 2) 林業の振興と森林整備の促進

間伐森林面積

0ha (平成 26 年度) →

16.60ha (平成 29 年度) → 33.19ha (令和 3 年度)

(目標 3) 地域内の入込観光客の増

入込客数

250 千人 (平成 26 年度) →

275 千人 (平成 29 年度) → 300 千人 (令和 3 年度)

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

「林道北^{きたひづえあさり}桧杖浅里線」を整備することにより、森林へのアクセス機能を向上させ林業の効率化を図るとともに、災害時に孤立する集落から救援・救護活動の拠点となる町役場への迂回路の確保を図る。また、「町道相野口永田線」・「町道井内阪松原線」他 61 路線の要整備箇所を整備することにより、安心・安全な住環境の確保及び生活道路のネットワーク強化・利便性が向上することから、新たな住宅・店舗等の建築物の増加に繋がり、元気な住み良いまちづくりを構築することができる。

町道相野口永田線他 62 路線は、紀宝町国土強靱化地域計画に基づき実施す

るものである。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道：道路法に規定する町道に認定済み。

町道^{おのぐちながた}相野口永田線：昭和57年12月24日

町道^{いなきさまつばら}井内阪松原線：昭和57年12月24日

町道^{みやまえかわはら}宮前川原線：昭和57年12月24日

町道なぎ山線：昭和57年12月24日

町道^{くらまえ}倉前線：昭和57年12月24日

町道^{たかさ}高更線：昭和57年12月24日

町道オンドリ線：平成25年12月19日

町道^{だいらち}平地線：昭和57年12月24日

町道^{あとだひらおい}跡田平尾井線：昭和57年12月24日

町道^{おおざとない}大里井内線：昭和57年12月24日

町道^{さかまつばらきりはら}阪松原桐原線：昭和57年12月24日

町道^{たしろ}田代線：昭和57年12月24日

町道^{たしろおぼた}田代小畑線：昭和57年12月24日

町道^{このぼり}小登線：昭和57年12月24日

町道^{ふかた}深田線：昭和57年12月24日

町道^{そらち}空地線：昭和57年12月24日

町道^{あとだ}跡田線：平成4年3月18日

町道^{おのぐちながたし}相野口永田支線：平成4年3月18日

町道^{ちやのき}茶ノ木線：昭和57年12月24日

町道^{にしやまだ}西山田線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{つるち}津呂地線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{おおたきじ}大滝寺線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{おおやまぐち}大山口線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{いのくちだんち}井ノ口団地線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{なるかわこうのうち}成川神内線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{ひがしばた}東畑線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{なるかわうどのし}成川鶺殿支線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{ひづくり}桧作線：平成 4 年 3 月 18 日
町道^{なるかわ}成川線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{ななたき}七瀧線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{つるこなかの}鶴子中野線：平成 4 年 3 月 18 日
町道^{てらまえ}寺前線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{さわのみち}沢ノ道線：平成 4 年 3 月 18 日
町道^{こけはら}苔原4 号線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{いしのまえ}石ノ前線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{たしろななたき}田代七瀧線：平成 8 年 3 月 29 日
町道^{いだほん}井田本線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{えきうら}駅裏線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{おうじだにうわの}王子谷上野線：平成 23 年 3 月 3 日
町道^{いだかん}井田幹線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{さがりば}下り場2 号線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{やまじ}山路線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{ばばち}馬場地線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{いだし}井田支線：昭和 57 年 12 月 24 日
町道^{ひろはたし}広畑支線：昭和 57 年 12 月 24 日

町道^{おうじだにだんち}王子谷団地線：昭和 57 年 12 月 24 日

町道^{うわの}上野の 3 線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{おんしや}御社線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{くぼ}久保線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{ひがしやぶち}東矢渕線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{つつみだに}堤谷線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{ほうじゅぼう}法寿坊線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{なかそ}中曾線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{ながたに}長谷線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{うわの}上野線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{ひがしうわの}東上野線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{にししいばし}西石橋線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{なるかわうどの}成川鶺殿線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{みなみうわの}南上野線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{きぼほんせん}木場本線 1 号線：平成 17 年 3 月 24 日

町道^{きぼ}木場線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{にしはしむかい}西橋向線：昭和 56 年 6 月 26 日

町道^{てらまえ}寺前線：昭和 57 年 12 月 24 日

・林道：森林法による尾鷲熊野地域森林計画(平成 25 年樹立)に路線を記載。

林道北桧杖浅里線：尾鷲熊野地域森林計画 平成 25 年 4 月 1 日 樹立

[施設の種類] [実施主体]

- ・町道 紀宝町
- ・林道 紀宝町

[事業区域]

- ・紀宝町

[事業期間]

- ・町道 平成 27 年度～令和 3 年度
- ・林道 平成 27 年度～平成 30 年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 10.895 k m、林道 1.377 k m
- ・総事業費 1,230,143 千円 (うち交付金 615,071 千円)
 - 町道 1,198,756 千円 (うち交付金 599,378 千円)
 - 林道 31,387 千円 (うち交付金 15,693 千円)

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「道路ネットワークの整備による安心・安全な住み良いまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当無し

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 防災・安全交付金事業

内 容 道路施設の予防的修繕と計画的な更新による安全安心な道づくりのために、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁修繕・耐震補強及び道路施設の老朽化対策等を行う。(国交省支援事業)

実施主体 紀宝町

実施期間 平成 25 年 4 月～平成 31 年 3 月

(2) 社会資本整備総合交付金事業

内 容 道路ネットワークの整備と安全な道路空間の構築による安心・快適で活力あるまちづくりのために、町道の整備を行う。(国交省支援事業)

実施主体 紀宝町

実施期間 平成 26 年 4 月～平成 30 年 3 月

(3) 県営中山間地域総合整備事業・村づくり交付金事業

内 容 町内の農業生産の増大と、生活水準向上を図るために、農道整備、集落道整備、集落排水整備等を行う。(農林水産省支援事業)

実施主体 三重県、紀宝町

実施期間 平成 21 年 4 月～平成 30 年 3 月

(4) 辺地対策事業

内 容 交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれていない山間地等の辺地地域において、総合整備計画に基づき、公共的施設整備を行う。(総務省支援事業)

実施主体 紀宝町

実施期間 平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月

(5) 若者定住促進事業

内 容 若者の定住を促進することにより地域の活性化を図るため、本町が造成した宅地の分譲を行う。(紀宝町単独事業)

実施主体 紀宝町

実施期間 平成 24 年 4 月～

5-5 計画期間

平成 27 年度～令和 3 年度

6. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に三重県紀宝町が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、三重県紀宝町の建築届件数や入込観光客数のデータを用い、中間評価、事後評価の際には、実績データの集計を行うこと等により、目標に対する評価を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

| | 平成 26 年度 (基準年) | 平成 29 年度 (中間年度) | 最終目標 |
|---------------------|-------------------|--------------------|---------|
| 目標 1 住宅・店舗等の建築物数 | 0 件 | 110 件 | 220 件 |
| 目標 2 間伐森林面積 | 0ha | 16.60ha | 33.19ha |
| 目標 3 入込観光客数 | 250 千人 | 275 千人 | 300 千人 |

(指標とする数値の収集方法)

| 項 目 | 収 集 方 法 |
|------------|----------------------------|
| 住宅・店舗等の建築数 | 三重県紀宝町の建築工事届及び建築確認申請の実績により |

| | |
|--------|--------------------------|
| 間伐森林面積 | 三重くまの森林組合が実施する毎年の調査データより |
| 入込観光客数 | 町内の観光地への入込客数の実績により |

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、事後評価の内容を、速やかに紀宝町産業建設課及び三重県のホームページにて公表する。

6-4 その他

該当なし

7. 構造改革特別区域計画に関する事項

該当無し

8. 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当無し

9. 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当無し